様式第七号の二（第十条の二関係）

第０２２０１０００１９２号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　名　　松田産業　株式会社

代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事　　鈴木　康友

許可の年月日　令和　８年　７月　３日

許可の有効年月日　令和１５年　７月　２日

複写禁止

１．事業の範囲

事業の区分　　収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類　　廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃酸（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、動植物性残さ

以上　１１品目

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況

平成　９年　７月　３日	新規許可
平成１４年　７月　３日	更新許可
平成１９年　７月　３日	更新許可
平成１９年　７月　３日	更新許可
平成２４年　７月３０日	更新許可
令和　元年１２月　５日	更新許可
令和　８年　７月２２日	更新許可

５．積替え許可の有無　　無

（県内政令市の積替え許可について記載）

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

第０２２５４０００１９２号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　名　　松田産業　株式会社

代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の５第１項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事　　鈴木　康友

許可の年月日　令和　２年　８月　２日

許可の有効年月日　令和　９年　８月　１日

複写禁止

１．事業の範囲

事業の区分	収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、ベンゼン、１，４－ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、１，４－ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、１，４－ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、１，４－ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃水銀等、特定有害廃ＰＣＢ等、特定有害ＰＣＢ汚染物

以上　５４品目

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

３．許可の条件

複写禁止

４．許可の更新又は変更の状況

平成　５年　８月　２日	新規許可
平成１０年　８月　２日	更新許可
平成１５年　８月　２日	更新許可
平成２０年　８月　４日	更新許可
平成２５年　８月２１日	更新許可
令和　３年　３月　９日	更新許可
令和　３年　７月２７日	変更許可
令和　３年１０月２０日	変更許可
令和　７年１２月１７日	変更許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無